

# 租税課金・その他費等について

平成28年8月25日

東邦ガス株式会社

# 資料目次

---

1. 租税課金	(1)概要	p3
	(2)事業税	p4
	(3)固定資産税・都市計画税	p5
	(4)道路占用料その他	p6
2. その他費等	(1)概要	p7
	(2)営業外費用	p8
	(3)法人税等	p9
	(4)雑収入	p10

# 1. 租税課金（1）概要

- 租税課金は、各税法（地方税法等）に基づき、設備投資等の前提計画をもとに算定しています。

## ◆租税課金の内訳

（億円）

	申請原価 (A) H29～31平均	現行原価 (B) H27～29平均	差引 (A-B)
事業税	9	9	▲0
固定資産税・ 都市計画税	18	19	▲1
道路占用料	27	27	▲0
その他 (不動産取得税、印紙税等)	0	1	▲1
合計	55	58	▲3

(注) 1.各項目の数値は切り捨てのため合計および増減があわない場合がある(以降のページも同様)

2.申請原価および現行原価の金額は年平均(以降のページも同様)

# 1. 租税課金（2）事業税

- 事業税は、原価算定期間の原価等の合計額に、事業税率を乗じて算定しています。

## ◆事業税の内訳

(億円)

		申請原価 H29～31平均	備 考
収 入	A	757	収入＝託送原価(事業者間精算収益控除前)
税 率	B	1.3%	
税 額	$C=A \times B$	9	

# 1. 租税課金（3）固定資産税・都市計画税

- 固定資産税・都市計画税は、設備投資計画等をもとに算定した課税標準額に、税率を乗じて算定しています。

## ◆固定資産税・都市計画税の内訳

（億円）

		H29	H30	H31	3カ年平均	備考
供給	導管・メーター	14	15	14	14	課税標準額は、土地・家屋・償却資産の資産区分ごとに算定 各市町村の税率に基づき算定
	その他	3	3	3	3	
業 務		0.1	0.1	0.1	0.1	
合 計		18	18	18	18	

# 1. 租税課金（4）道路占用料その他

- 道路占用料は、導管延長に単価を乗じて算定しています。
- その他（不動産取得税、印紙税等）は、設備投資計画および過去実績をもとに算定しています。

## ◆道路占用料その他の内訳

（億円）

	H29	H30	H31	3カ年 平均	備 考
道 路 占 用 料	27	27	27	27	原価算定期間の導管延長に過去実績単価を乗じて算定
そ の 他 (不動産取得税、印紙税等)	0.1	0.1	0.1	0.1	設備投資計画および過去実績をもとに算定
合 計	27	27	27	27	

## 2. その他費等（1）概要

- 営業外費用は、過去実績等をもとに算定しています。
- 法人税等は、発行済株式数および一株あたり配当金額をもとに算定しています。
- 雑収入は、過去実績をもとに算定しています。

### ◆その他費等の内訳

(億円)

	申請原価 (A) H29～31平均	現行原価 (B) H27～29平均	差引 (A-B)
営業外費用	0.3	0.9	▲0.5
法人税等	13	12	+0
雑収入	10	15	▲4

## 2. その他費等（2）営業外費用

- 営業外費用は、社債発行費償却および雑支出について、過去実績等をもとに算定しています。

### ◆営業外費用の内訳

（億円）

	H29	H30	H31	3カ年 平均	備 考
社債発行費償却	0	0.2	0.2	0.1	社債発行計画をもとに算定
雑支出	0.2	0.1	0.2	0.2	過去実績をもとに算定
合 計	0.2	0.4	0.4	0.3	



## 2. その他費等 (3) 法人税等

- 法人税等は、発行済株式数および一株あたり配当金額をもとに算定しています。

### ◆ 法人税等の内訳

(億円)

		H29	H30	H31	3カ年平均	備考
発行済株式数(百万株)	A	538	538	538	538	自己株式を除く
1株あたり配当金額(円)	B	10	10	10	10	
配当金	$C=A \times B$	53	53	53	53	
配当所要利益	$D=C \div (1-E)$	74	74	74	74	
税率(%)	E	27.9	27.7	27.7	—	H30~31年度は 法人税率変更を反映
ガス事業全体に係る法人税等		20	20	20	20	
一般ガス導管事業等に係る法人税等		13	13	13	13	

(注) 算定省令 別表第1第1表(4)「法人税及び地方法人税並びに住民税(法人税割に限る。)」に定める方法

「法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。地方法人税は地方法人税法に、住民税は地方税法に定めるところによるものとする」

## 2. その他費等（4）雑収入

- 雑収入は、過去実績をもとに算定しています。

### ◆雑収入の内訳

（億円）

	H29	H30	H31	3カ年 平均	備 考
賃貸料収入	7	7	7	7	過去実績をもとに算定
その他雑収	3	3	3	3	過去実績をもとに算定
合 計	10	10	10	10	